

法人の確定申告がインターネットでできます

青森県では、地方税共同機構が運営する地方税ポータルシステム（通称「eLTAX：エルタックス」）を利用して、インターネットによる法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の申告受付を行っています。

ご利用方法などの詳細は、eLTAXホームページをご覧ください。

eLTAXホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/>

＜問合せ先＞

青森県下北県税事務所 ☎0175-22-8581 内線207

『不動産の所有者の方へ』

所有権の登記名義人の住所や氏名の変更登記がされないため、登記簿を見ても所有者の住所や氏名が分からない「所有者不明土地」が全国で増加し、社会問題となっていることから、令和8年4月1日から、これまで任意だった住所、氏名及び会社・法人の名称の変更登記が法律上義務化されました。住所、氏名及び会社・法人の名称の変更登記の義務化により、これまでの取扱いが次のとおり変更されていますので、該当する方は、早めの変更登記をお願いします。

- ① 所有権の登記名義人は、住所、氏名及び会社・法人の名称の変更の日から2年以内に、変更登記を法務局に申請する必要があります。
- ② 令和8年4月1日より前に変更があった場合も対象となり、令和10年3月31日までに変更登記をしていただく必要があります。
- ③ 正当な理由がないのに住所等変更登記をしない場合には、5万円以下の過料が科される可能性があります。

詳しくは、法務省ホームページを確認又は最寄りの法務局（予約制の手続案内を実施中）や登記の専門家である司法書士にご相談ください。

◎法務省ホームページ「住所等変更登記の義務化特設ページ」はこちらQRコードから▶



＜問合せ先＞

青森地方法務局むつ支局 ☎0175-23-3202

秋の全国交通安全運動 9月21日（月）～30日（水）

横断歩道は「歩行者優先」です。ドライバーや自転車利用者は、横断歩道があったら減速し、渡ろうとしている人がいたら停止線の手前で必ず一時停止しましょう。

＜運動の重点＞

- ① 歩行者の安全確保と反射材用品の着用促進
- ② 夕暮れ時の早めのライト点灯と飲酒運転や「ながらスマホ」の根絶
- ③ 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・順守の徹底

むつ地区交通安全協会は、地域から悲惨な交通事故を無くすため様々な活動を行っています。皆様のご支援とご協力をお願いします。

◆会費：年間 600円 ◆協賛金：一口 5,000円から ◆受付：免許更新時および平日（9時～16時）に受付しています。

＜問合せ先＞

むつ地区交通安全協会 ☎0175-23-6742

教員免許状保有者研修会(下北地区)～教職への扉～を開催します

幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の教員免許状をお持ちのみなさまへ。令和4年7月1日に免許更新制度が廃止となりました。教員免許の変更点について知りたい方、教員の仕事に興味がある方、一度足を運んでみませんか。

日時 9月6日（日） 説明会 10時～10時40分 個別相談会 10時40分～11時40分

場所 大間町健康福祉センター 「スマイリー」会議室

申込方法 QRコードから申し込みください▶

申込期間 9月3日（木）まで



＜問合せ先＞

下北教育事務所 総務課 石田 ☎0175-22-1351